

特別支援学校 二種免許状の所要資格

- 1 必要とする免許状：小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状
- 2 1の免許状取得後の在職年数：3年
- 3 必要単位数（1の免許状取得後に修得すべき単位）

| | | 科目名 | 最低修得単位 |
|--------------|-----|---|--|
| 特別支援教育に関する科目 | 第一欄 | 特別支援教育の基礎理論に関する科目 (「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項」を含む。) | 1 |
| | 第二欄 | 特別支援教育領域に関する科目 ※1 ※2 ○視・聴の単位を修得する際には、授与を受けようとする領域の、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の「心理、生理、病理」(心理等)及び「教育課程、指導法」(教育課程等)に関する科目それぞれ1単位以上を修得 ○知・肢・病の単位を修得する際には、授与を受けようとする領域の、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の「心理等」及び「教育課程等」の内容を含む科目1単位以上を修得 | 視(2以上) 聴(2以上) 知(1以上) 肢(1以上) 病(1以上) 組み合わせて計3以上(※3) |
| | 第三欄 | 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 (授与を受けようとする免許状の教育領域に関する事項以外の全ての事項(※4)において、「心理等」及び「教育課程等」を含むこと。)(重複・LD等は『中心となる領域』として修得すること。) | 2 |
| | | 計 | 6 |

※1：教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。

※2：知的障害者に関する教育の領域における教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。

※3：第二欄においては、「心理等」及び「教育課程等」の内容の修得を満たした上で、合計3単位以上修得することとされています。

例えば、「知(1単位)・肢(1単位)・病(1単位)」を合計3単位修得した場合、「知・肢・病」の3領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状が授与されます。また、「視(2単位)・知(1単位)」を合計3単位修得した場合、「視・知」の2領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状が授与されます。

※4：第三欄においては、第二欄において修得し、授与を受ける領域以外の領域について、「心理等」、「教育課程等」を含めて、修得することとされています。例えば、第二欄において「知・肢・病」を合計3単位修得し、「知・肢・病」の3領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合、第三欄においては、『中心となる領域』に「重複・LD等」、『中心となる領域』又は『含む領域』に「視覚」「聴覚」の3領域を含め、2単位以上修得する必要があります。

4 単位修得機関

特別支援教育に関する科目の単位は、特別支援学校のそれぞれ取得しようとする領域について認定課程のある大学の学部学科(文部科学省から認定を受けた課程)や認定講習等で修得してください。

なお、必要科目の単位を修得できるように、大学等から履修指導を受けてください。

5 在職年数(実務経験)

- ・非常勤の教員としての在職年数は5割換算となります(2年在職で1年に換算)。
- ・小学校(特別支援学校小学部を除く。)での「専科教員」としての実務経験も使用することができます。
- ・必要とする免許状に対応した特別支援学校のそれぞれの学部での実務経験も使用することができます。
- ・特別支援学校における「専科教員」の実務経験を使用する場合、担当する障害種の特別支援学校教諭免許状が必要です(免許法第16条の5)。
- ・必要とする免許状の校種や教科が複数の場合、実務経験を合計することができます。

例：中学校及び高等学校の普通免許状を所有し、中学校で2年、特別支援学校(知的障害)の高等部で1年(それぞれ常勤)の実務経験を有する(同時期の実務の合計は不可)。

※ 学校教育法上の「教員」(「教諭」、「講師」等)としての任用であるか不明の場合、必ず雇用先に確認してください。任用形態について、免許担当では確認できません。

6 人物・身体の検定

別表第7により免許状を取得するには、2の在職年数、3の単位の修得に加え、人物及び身体の検定（ともに書類審査）に合格することが条件となります。